

指定居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業所概要

事業所名	ケアサービス ホクゼン南
所在地	横浜市南区南吉田町 5 丁目 4 5 番地 岡田ビル 1F
事業者指定番号	1 4 7 0 5 0 2 3 2 7 号
管理者・連絡先	北川 貴己 ・ 電話 045-253-0361 FAX 045-253-0362
サービス提供地域	横浜市南区、中区、西区、保土ヶ谷区、戸塚区
特定事業所加算	特定事業所加算Ⅱ
併設サービス	福祉用具貸与・福祉用具販売・住宅改修

2. 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	業務の管理を一元的に行います。	1 名（常勤兼務）
介護支援専門員	要介護者からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。 課題分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	常勤専従 3 名 非常勤専従 2 名

3. 業務日及び業務時間

業 務 日	業 務 時 間
月曜日から金曜日まで (但し祝日及び 12/30～1/3 までを除く)	午前 9 時から午後 6 時まで

※平日の午後 6 時～翌日午前 9 時まで、休日、祝日における緊急時には下記の番号にご連絡下さい。

緊急連絡先 : 090-6657-9290

4. 指定居宅介護支援事業の内容

- (1) 要介護認定等の申請に係る相談・助言、及び申請代行
- (2) 居宅介護サービス計画（以下、ケアプラン）の作成
- (3) サービス事業者・市町村等との連絡調整
- (4) ケアプランの実施状況の把握
- (5) 介護保険施設の紹介とその他便宜の供与

5. 提供方法

- (1) 課題の分析方法は MDS-HC 方式等を用います。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに相談に応じます。

6. サービス利用料及び利用者負担金

- (1) サービス利用料の額は介護保険関係法令に基づく金額です。
- (2) 法定代理受領分については利用者の負担はありません。
- (3) 通常の事業実施地域を越えて行う、指定居宅介護支援に要した交通費はいただきません。

7. 当事業所における運営方針

- (1) 在宅生活を支援します。

ケアプランの作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況・その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことが出来ることを目標とします。また計画の作成にあたっては、原則として、相談を受けてから迅速に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 公正中立な立場で多様なサービスを調整します。

適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場にたち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立にケアプランを作成するとともにサービス事業者との連絡調整を行います。

また利用者は、ケアプランに位置づけるサービスの事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができ、位置づけた事業所について、ケアプランに位置づけた理由を求めることもできます。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。(別紙参照)
- (3) 行政・医療と介護の連携を図ります。

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等の綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するように充分配慮いたします。

(4) 介護支援専門員の資質向上に努めます。

事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、社内研修等での同行訪問も含め、業務体制を整備します。

ア 採用時研修：採用後3ヶ月以内 イ 定期研修 ：年6回

(5) 実務研修の受け入れについて

事業所は特定事業所の要件により、実務研修の受け入れを行っております。ご利用者宅にサービス担当者会議等で同行訪問をさせていただくことがありますが、事前の連絡や承諾書の手続き等を行いますので、ご協力の程宜しくお願いします。

8. 守秘義務

事業所及び従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。但しケアプラン作成するにあたり、サービス事業に開示しなければならない情報については事前に利用者またはその家族から文書で同意を得るものとします。

9. 緊急時と非常災害時等の対応

居宅介護支援事業のサービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡する等、適切な処置を迅速に行うとともに管理者に報告をします。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

又、利用者が、事故・体調の急変等により医療機関に入院した際は、家族又は利用者はケアマネジャーへ連絡するとともに、医療機関にも「担当ケアマネジャー」がいることをお知らせください。

10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 1. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めます。

毎年業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の事項に掲げる措置を講じるように努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

担当者名	管理者 北川貴己	対応時間	営業時間内
電話番号	045-253-0361	F A X 番号	045-253-0362

1 3. 相談窓口・苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については担当者の他、本部でも対応します。対応した者が必ず相談記録を作成します。

(1) 当事業所 相談・苦情窓口

担当者名	北川 貴己	対応時間	営業時間内
電話番号	045-253-0361	F A X 番号	045-253-0362

(2) 本部 苦情窓口

担当者名	北川 貴己	対応時間	営業時間内
電話番号	045-625-4031	F A X 番号	045-625-4026

(3) 次の公的機関においても苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談	連絡先 対応時間	詳細については別紙参照 9：00～17：00（休業日を除く）
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	電話番号 対応時間	045-329-3447（代表） 8：30～17：15（休業日を除く）

14. 損害賠償について

当事業所は、居宅介護支援において利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

15. 運営法人の概要

名称	株式会社 北 全
代表者名	代表取締役 北川 聡一
本社所在地	横浜市中区本牧ふ頭 1 番地 1
連絡先	TEL 045-625-4031 FAX 045-625-4026
実施事業の概要	福祉用具販売・貸与・住宅改修・居宅介護支援事業

居宅介護支援契約の締結にあたり、重要事項について説明し、文書を交付しました。
事業所名 ケアサービス ホクゼン南 介護支援専門員_____

私は、重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者_____

代理人又は立会人_____（続柄_____）

2018.6.1 更新 2019.6.1 更新 2019.11.1 更新 2020.4.1 更新 2021.4.1 更新 2021.11.1 更新
2022.12.1 更新 2023.7.1 更新
2024.2.01 更新